

三 情 審 第 7 号  
令和 7 年 2 月 25 日

三島市長 豊 岡 武 士 様

三島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 白 井 正 人

三島市情報公開条例第 18 条の規定に基づく令和 6 年 10 月 28 日付け三企行第 146 号による諮詢について、下記のとおり答申します。

#### 記

「令和 5 年度の消防団及び各分団の決算書及び収支明細（請求書や支払い明細、領収書など）」の公文書開示等決定処分に対する審査請求について〔諮詢第 2 号〕

#### 1 審査会の結論

本件審査請求に係る公文書に関し、三島市情報公開条例（平成 9 年三島市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 号及び同条第 3 号に該当する部分を除き、開示されたものが条例の対象となる公文書の全てであるとする三島市長の対応に問題はない。よって、本件審査請求に係る決定は維持されるのが相当である。

#### 2 審査請求及び審査の経緯

(1) 本件審査請求人 ○○○○○さん（以下「請求人」という。）は、令和 6 年 5 月 17 日、条例第 6 条第 1 項の規定により、実施機関である三島市長に対して「三島市が保有する三島市消防団および三島市消防団全分団に関する令和元年より令和 6 年 5 月まで（開示請求日まで）の以下の書類一切（電磁的記録、電子メール、SNS でのやり取り、メモ、音声データなども含む）」として全 11 件の内容に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、令和 6 年 5 月 31 日、「請求に係る公文書が著しく大量であること

から、対象となる公文書の範囲の確定及び不開示部分の特定に相当の日数を要するため」、条例第 13 条第 2 項及び第 14 条の規定により、請求に係る決定期限を令和 6 年 7 月 1 日まで 30 日延長し、残余の部分については令和 7 年 3 月 31 日までに開示等決定することとし、その旨請求人に通知した。

実施機関は、本件開示請求のうち「令和 5 年度の消防団及び各分団の決算書及び収支明細（請求書や支払い明細、領収書など）」に係る公文書として、令和 6 年 7 月 1 日付け三企危第 104 号及び第 105 号により、請求人に対し、「令和 5 年度三島市消防団運営交付金決算について（報告）」という標題の文書及びその添付資料を対象文書と特定した上で、条例第 8 条第 1 号に規定する個人情報及び同条第 3 号に規定する法人に関する情報を除いた部分を開示する決定及び当該情報部分を不開示とする決定（以下「本件開示等決定」という。）を行った。

これに対し請求人は、令和 6 年 7 月 25 日に本件開示等決定に対して条例第 18 条に基づき審査請求を申し立てた。実施機関は、令和 6 年 8 月 22 日弁明書提出、同年 9 月 5 日、請求人から反論書が提出され、同年 9 月 25 日、実施機関から再弁明書提出、同年 10 月 10 日に請求人から再反論書が提出されている。

実施機関は、令和 6 年 10 月 28 日、条例第 18 条の規定により、当審査会に対して諮詢を行った[諮詢第 2 号]。

- (2) 当審査会の審査において、令和 6 年 12 月 13 日、処分庁から説明の聴取をし、令和 7 年 1 月 9 日、請求人の口頭意見陳述が行われた。

### 3 審査会の判断

請求人は審査請求書、反論書及び再反論書のいずれにおいても、本件開示等決定のうち、条例第 8 条第 1 号及び同条第 3 号に該当する部分を開示する公文書開示拒否決定については明示的に争っていない。

請求人及び実施機関の提出文書からすると、本件審査請求の主要な争点は、本件開示請求のうち「令和 5 年度の消防団及び各分団の決算書及び収支明細（請求書や支払い明細、領収書など）」に係る公文書として、実施機関が「令和 5 年度三島市消防団運営交付金決算について（報告）」という標題の文書及びその添付資料のみを対象文書と特定したことの是非と考えられるから、以下ではその点を検討する。

- (1) 条例第 2 条第 2 号は、「公文書」の定義として、「実施機関の職員が職務上作成

し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

- (2) まず、本件開示等決定により開示された「令和 5 年度三島市消防団運営交付金決算について（報告）」という標題の文書に添付されている「補助事業完了報告書」、「令和 5 年度団本部運営交付金決算書」、「令和 5 年度団本部運営交付金会計金銭出納簿」、「支出調書」、「令和 5 年度消防団第 1 分団運営交付金会計出納簿」などの各文書（以下「補助事業完了報告書等の各文書」という。）は、条例第 2 条第 2 号の「実施機関の職員が」職務上「取得した文書」に該当する。

すなわち、消防団運営交付金は、三島市補助金等交付規則（昭和 54 年三島市規則第 8 号。以下「補助金等規則」という。）第 3 条の規定により、三島市消防団長から実施機関である三島市長に対して申請し、交付されるものである。

補助金等規則第 10 条は、当該補助金等の交付を受けた者に対し、当該補助事業が完了したとき、又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助事業完了報告書を三島市長に提出すべきことを定めている。

上記補助事業完了報告書等の各文書は、補助事業完了報告に必要な資料であり、実施機関である三島市長が職務上指揮監督権を有する（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 154 条及び第 172 条第 1 項）三島市危機管理課（処分庁）の職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして保有している文書に該当する。

- (3) 次に、「令和 5 年度分の消防団及び各分団の決算書及び収支明細（請求書や支払明細、領収書など）」に関し、本件開示等決定によつては開示されていない文書について検討する。

この点、請求人は、消防団本部及び各分団の「運営交付金会計簿」以外の別会計簿（一般会計簿などの名称）や領収証などの関連書類（以下便宜上「消防団一般会計簿等」という。）が存在するはずであり、同文書も公文書であるから開示に応じるべきと主張する。

ア 条例により開示の対象となる「公文書」とは、前述のとおり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものであることを要する。

条例第 2 条第 1 号は、「実施機関」として、「市長、教育委員会、選挙管理委員

会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会」を挙げている。

そして、「実施機関の職員」とは、上記実施機関が職務上指揮監督権を有する職員をいうと解釈されている。

イ では、消防団員及び消防団長は、実施機関が職務上指揮監督権を有する職員に該当するか。

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 20 条第 2 項は、「消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。」と規定し、三島市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（昭和 42 年三島市規則第 28 号）第 5 条第 1 項も「団長は、消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮監督する。」と同趣旨の規定をおいている。

また、三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（昭和 42 年三島市条例第 35 号）第 9 条は任命権者の消防団員に対する懲戒権を定めているが、同条例施行規則（昭和 42 年三島市規則第 29 号。以下「消防団員の定員等規則」という。）第 3 条第 2 項によると、団長以外の消防団員の任命権者は団長と定められており、この意味からも消防団員に対する指揮監督権は消防団長にあると解される。

そして、消防団長については、消防団員の定員等規則第 3 条第 1 項で、「団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命する。」と規定されているが、任命権を超えて、団長に対する市長の指揮監督権を定めた明文の規定は見当たらない。

そうすると、消防団員及び消防団長は、実施機関が職務上指揮監督権を有する職員とはいはず、これらの者が作成する消防団一般会計簿等は、条例により開示の対象となる「公文書」ということはできない。

なお、消防団一般会計簿等は、前述の補助事業完了報告書等の各文書と異なり、法令・規則等において実施機関への提出が義務づけられているものではないので、実施機関の職員が職務上取得した文書ということもできないし、現に取得もされていない。

ウ 請求人の主張するとおり、消防団が公的な存在であることは疑いないが、上記のとおり条例の解釈上、開示の対象となる「公文書」には要件があり、これに該当するものでない限り、条例によって開示を請求することはできない。

(4) 以上により、本審査会は「1 審査会の結論」のように判断する。

#### 4 審査会の付言

三島市においては、消防団運営交付金が三島市補助金等交付規則に基づいて交付されている。他方で、他の地方公共団体においては、消防団運営交付金交付要綱を定めている例が多く見られる。また、当該要綱において、交付の対象を明記し、交付金の経理について具体的な定め（「交付金の交付を受けた者は、交付事業に係る収入支出を他の経費と区分し、交付金の使途を明確にしておかなければならない。」）を置く例も見られる。

審査会は、消防団の歴史的経緯を尊重し、消防団の獅子奮迅の活躍に敬意を表するものではあるが、消防団が今後も引き続き三島市民からの理解を得続けるためには、三島市においても、消防団運営交付金の交付手続を、他の地方公共団体の定めも参考にするなどして、整備することが必要であると考える。

そして、上記の整備に基づき実施機関が保有する文書が適切に開示されることによって、条例第1条の目的がより良く実現されるものと考える。

#### 5 審査会の処理経過

令和6年10月28日 審査諮詢書受理

同年11月11日 諮問審査(令和6年度第1回情報公開・個人情報保護審査会)

同年12月13日 諮問審査及び処分庁からの説明聴取(令和6年度第2回情報公開・個人情報保護審査会)

令和7年1月9日 諮問審査及び請求人口頭意見陳述(令和6年度第3回情報公開・個人情報保護審査会)

同年2月12日 諮問審査及び答申内容確定(令和6年度第4回情報公開・個人情報保護審査会)

三島市情報公開・個人情報保護審査会

白井正人(会長)

坂本真樹(職務代理者)

原島年央(委員)